第１款　権利能力

A ランク

目　次

一　総　説
二　権利能力の始期
三　胎　児
四　権利能力の終期及び同時死亡の推定

学習の指針

ここでは，自然人の権利能力について学習します。

個人はすべて権利能力を有しています。その権利能力の始期については，例外的に胎児に権利能力が認められる３つの場合と，その場合の法律構成を確実に覚えることが重要です。権利能力の終期については，同時死亡の推定をおさえておきましょう。

条文　３条　（権利能力の始期）

１項　私権の享有は，出生に始まる。

制度趣旨

３条
憲法 14 条を受けて自然人は平等に完全な権利能力を有する旨を間接的に宣明した。

一　総　説

民法は，財産関係を規律するという観点から法律効果を帰属させるにふさわしいと考えたものをすべて，権利・義務の主体としている。この権利・義務の主体となりうる地位・資格のことを権利能力という。この権利能力を有するものは，自然人（生きている人間）と自然人以外のもので法が権利能力を与えた法人（会社など人間が作り出した制度である）とに区別される。
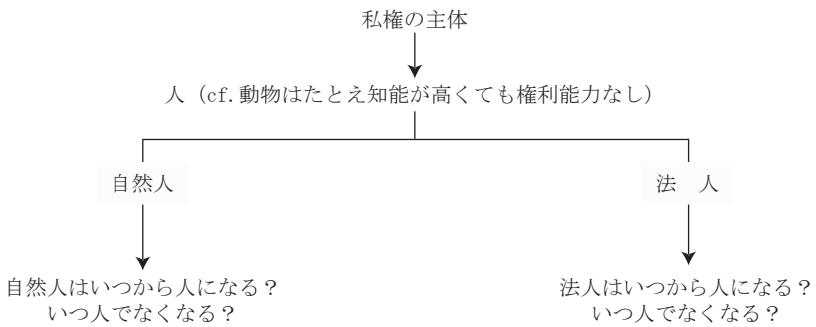
図表 5　私権の主体イメージ図